別記様式第三

（表　　面）

質問又は立入検査を行う職員の証（第十七条関係）

番　　号

顔写真
（押出スタンプ）

所属庁

職　名

氏　名（生年月日）

右の者は、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律に基づいて指定法人の関係者に対して質問し、又はその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは、帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

令和　年　月　日

厚生労働大臣

氏　名　　印

（裏　　面）

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（抄）

（報告及び検査）

第十七条　厚生労働大臣は、第八条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提出しなければならない。

備考　この証明書は、Ｂ列八番とし、厚紙を用いること。